

江東区地域自立支援協議会設置要綱

平成20年1月21日

19江保障第2444号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会の実現に向け、地域における障害者等への支援体制を整備するとともに、障害者差別に関する相談、紛争等の防止、解決の推進等の取組を効果的かつ円滑に行うため、江東区地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について所掌する。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関との連携体制の構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害者差別に関する相談等に係る協議に関すること。
- (6) 地域における障害者差別を解消するための取組に関する提案に係る協議に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会において必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 就労支援関係者
- (4) 権利擁護関係者

- (5) 教育関係者
 - (6) 障害者団体等の代表者
 - (7) 相談支援事業者
 - (8) サービス事業者
 - (9) 区職員
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会長は、第3条に定める委員の中から会長が指名する。

3 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会務を総理する。

4 部会の構成員及び運営事項については、別に定める。

(個人情報の保護)

第8条 協議会及び部会の関係者が会議で使用する個人情報の取扱いについては、別に定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害者施策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

江東区地域自立支援協議会 個人情報の取扱いに関する規定

平成 21 年 10 月 30 日

第1（目的）

江東区地域自立支援協議会設置要綱（以下「協議会設置要綱」という。）第8条で規定する個人情報の取扱いについて定めるものとする。

第2（個人情報保護条例等の遵守）

江東区地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）及び協議会設置要綱第7条に基づく部会（以下「部会」という。）は、江東区の定める江東区個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシーに基づき、協議会及び専門部会の運営に当たり個人情報の取扱いに関する規定を遵守しなければならない。

第3（守秘義務）

協議会委員及び部会構成員等（以下「委員等」という。）は、協議会及び部会の運営により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。協議会委員委嘱期間満了後又は部会構成員等期間満了後も同様とする。

2 委員等は区長に対して、秘密保持に関する承諾書を提出しなければならない。

第4（個人情報の管理）

委員等は、協議会及び部会の運営において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退出管理が可能な保管室で厳重に個人情報を管理すること。
- (2) 協議会会長、部会部会長又は江東区長が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 事前に協議会会長、部会部会長又は区長の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行なう場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (4) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (5) 個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の

漏洩等の事故」という。)を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(6) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を取り扱う作業をしないこと。また、使用するパソコンには、個人情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

2 協議会及び部会は、個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

第5（受渡し）

協議会会長及び部会部会長は、委員等に対し個人情報の受渡しを行なった際は、速やかに区長に報告をするものとする。

第6（個人情報の返還又は廃棄）

委員等は、協議会委員委嘱期間満了又は部会構成員期間満了時に、協議会及び専門部会の運営において利用する個人情報について、区長の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

2 委員等は、協議会及び部会の運営において利用する個人情報の返還、消去又は廃棄に際し、協議会会長、部会部会長又は区長より立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 委員等は、協議会及び部会の運営において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された媒体について当該個人情報を判読不能とするのに必要な措置を講じなければならない。

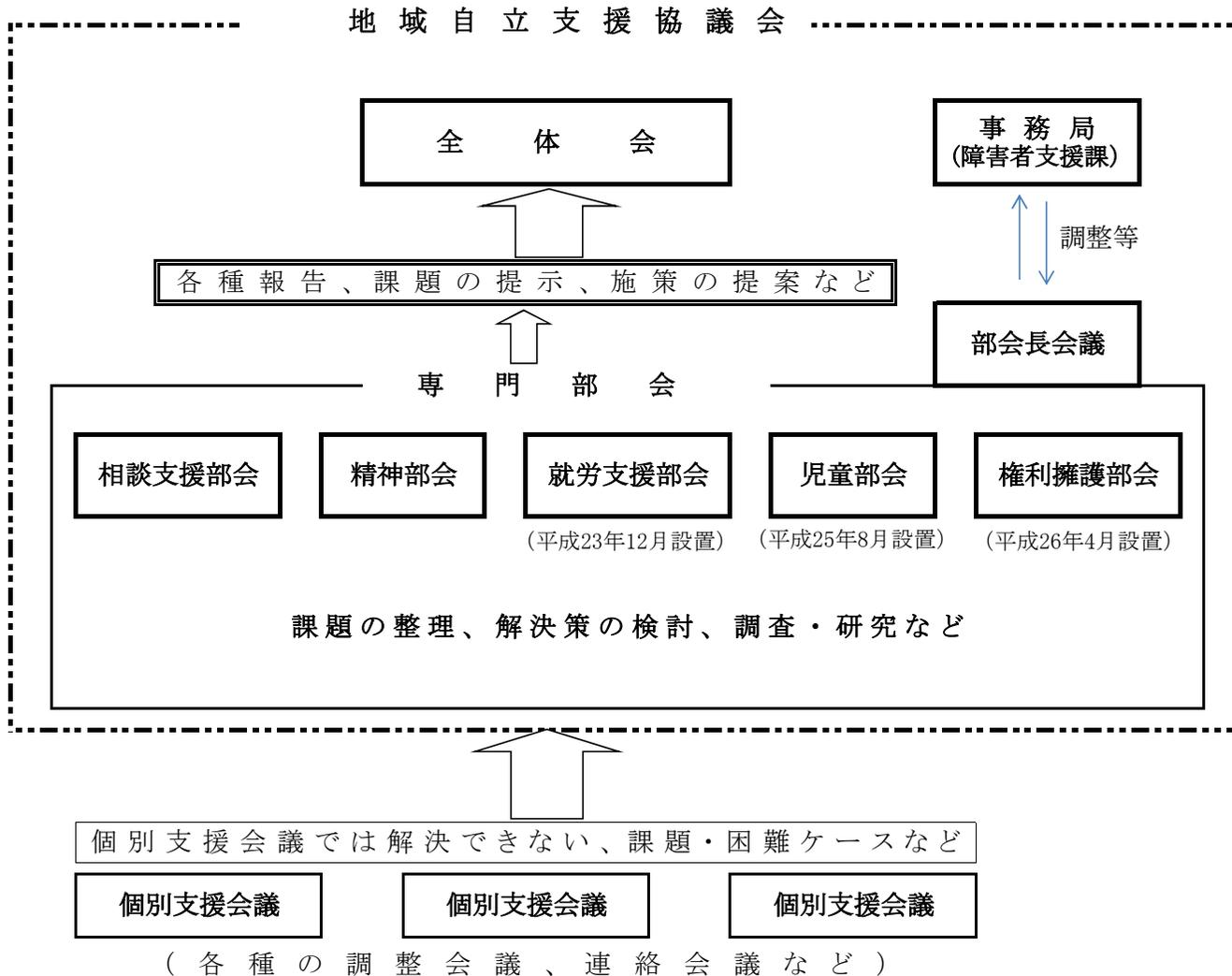
第7（定期報告及び緊急時報告）

委員等は、区長から個人情報の取扱いについて報告を求められた場合は、直ちに区長に対し報告しなければならない。

第8（事故時の対応）

委員等は、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに協議会会長及び区長に対して、当該個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、区長の指示に従わなければならない。

2 区長は、協議会及び部会の運営に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて、当該事故に関する情報を公開することができる。



【全体会】

部会からの報告や提案を受けて、協議会としての意思決定や確認を行う。

委員は、設置要綱第3条に基づき、多分野・多職種の人材で構成(区から委嘱)。

専門部会から上げられた地域の課題を、課題のままで終わらせないため、計画推進協議会等へ提言していく。

また、障害者自立支援法の改正を受け、障害福祉計画の策定・変更時には、意見具申をする。

【専門部会】

個別支援会議から持ち上げられた地域の課題につき、実務者レベルで検討を行う。

課題解決のための調査研究や施策提案等の具体的な結果を出すことを指向する。

部会員は、設置要領第3条に基づき、必要に応じて構成する。

【部会長会議】

必要に応じて開催。課題や情報の共有化、各部会間の調整等を行う。

また、全体会に先立ち、案件によっては専門部会との調整を要するものもあるため、事務局と部会長(全体会委員)との事前調整の場としての機能も果たしている。

【事務局会議】

地域自立支援協議会の運営等について、事務レベルで協議・調整する場。メンバーは、全体会及び各専門部会(WG含む)の事務局担当者。

【個別支援会議】

個々の障害者の課題解決やサービスの利用調整のために、本人・家族・相談支援事業者等の関係者が集まって協議をする場。

支援に必要な社会資源がないなど、個別支援会議では解決できない課題を地域自立支援協議会へ持ち上げていく。

江東区地域自立支援協議会の体制について(案)

現行

部会名	ワーキンググループ等	事務局
精神部会	長期入院患者の地域移行を進めるためのグループ 地域生活を支える仕組みを考えるグループ 制度や施設を紹介、進めていくことを考えるグループ	相談支援担当 愛の手帳相談係長
相談支援部会	相談支援事業所連絡会	
就労支援部会		就労支援担当
児童部会	乳幼児ワーキング 学齢期ワーキング 医療ケアワーキング	在宅生活相談係 在宅生活相談係
権利擁護部会	権利擁護研修会	相談支援担当

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められており、平成32年度末までに協議の場を設置する必要がある。そのため、既存の部会の活用等により設置する方向で検討中。

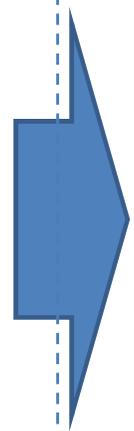
保健所(医療)と障害者支援課(福祉)が事務局となって設置した、小児在宅医療連携推進会議に、部会長が参加し、医療的ケアが必要なこどもの協議の場として位置付けた。

令和元年度以降で検討

部会名	ワーキンググループ等	事務局
精神部会	長期入院患者の地域移行を進めるためのグループ 地域生活を支える仕組みを考えるグループ 制度や施設を紹介、進めていくことを考えるグループ	相談支援担当 愛の手帳・施策推進
(仮称)地域生活を支える部会	相談支援事業所連絡会	指導検査担当 就労支援担当
就労支援部会		就労支援担当
児童部会	乳幼児ワーキング 学齢期ワーキング 医療ケアワーキング	在宅生活相談係 在宅生活相談係
権利擁護部会	権利擁護研修会	相談支援担当

・相談支援の課題引継ぎ
・地域生活支援拠点等(・防災関連) etc.

小児在宅連携推進会議(身体障害相談係)に統合を検討



【課題】

- 「防災部会」の設置は必要か
- 「地域生活支援拠点等の整備について検討する部会」の設置は必要か

(仮称) 江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する
条例案の概要

1 目的

手話を含む障害者の意思疎通手段について、それぞれの障害特性に配慮した意思疎通手段を利用しやすい環境を整備することにより、障害のある人もない人も分け隔てなく理解しあうことを目的とします。

2 定義

- (1) 障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）のある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとする。
- (2) 社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとする。
- (3) 意思疎通手段とは、手話、要約筆記、点字、音訳、筆談、代筆及び代読、重度障害者用意思伝達装置、その他の障害者が意思疎通を図るために必要とする手段とする。
- (4) 区民とは、区内に居住する人だけでなく、区内で働き、学ぶなど、区内で活動するすべての人とする。
- (5) 事業者とは、区内において事業活動を行う法人その他の個人、団体とする。

3 区の責務、区民及び事業者の役割

- (1) 区は、障害への理解促進及び意思疎通手段の普及に関する施策を推進するものとする。
- (2) 区民は、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。
- (3) 事業者は、区が推進する施策に協力するよう努めるとともに、利用しやすい環境整備に努めるものとする。

4 施策の実施

区は、以下の施策を推進するものとする。

- (1) 意思疎通手段の普及のための啓発
- (2) 意思疎通手段の利用に資する環境整備
- (3) 意思疎通手段を習得する機会の提供
- (4) 意思疎通手段による情報の発信等

(仮称) 江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の
促進に関する条例についてのパブリックコメント

1 趣 旨

全ての区民が、障害の有無にかかわらず心豊かに暮らすためには、障害特性に配慮した多様な意思疎通手段を利用できる環境を整備することが重要です。また、手話は障害者の意思疎通手段のひとつであるとともに、独自の語彙や文法体系で表現する言語として位置づけられています。江東区は障害への理解を促進し、障害者の意思疎通手段を普及することで、互いに人格や個性を尊重して共生する社会の実現を目指し、この条例を制定することといたしました。

このたび、条例案の概要がまとまりましたので、この内容について区民の皆様の意見を募集いたします。

2 意見募集パブリックコメントについて

(1) 実施期間

令和元年8月11日(日)～9月1日(日)

(2) 周知方法

区報【令和元年8月11日号(パブリックコメント特集号)】

区ホームページ

(3) 条例案の概要閲覧場所

障害者施策課窓口、こうとう情報ステーション、各出張所、保健所、各保健相談所、各図書館、区ホームページ

(4) 意見の提出方法

郵送、ファクス、区ホームページ、障害者施策課窓口

(5) 提出された意見の取り扱い

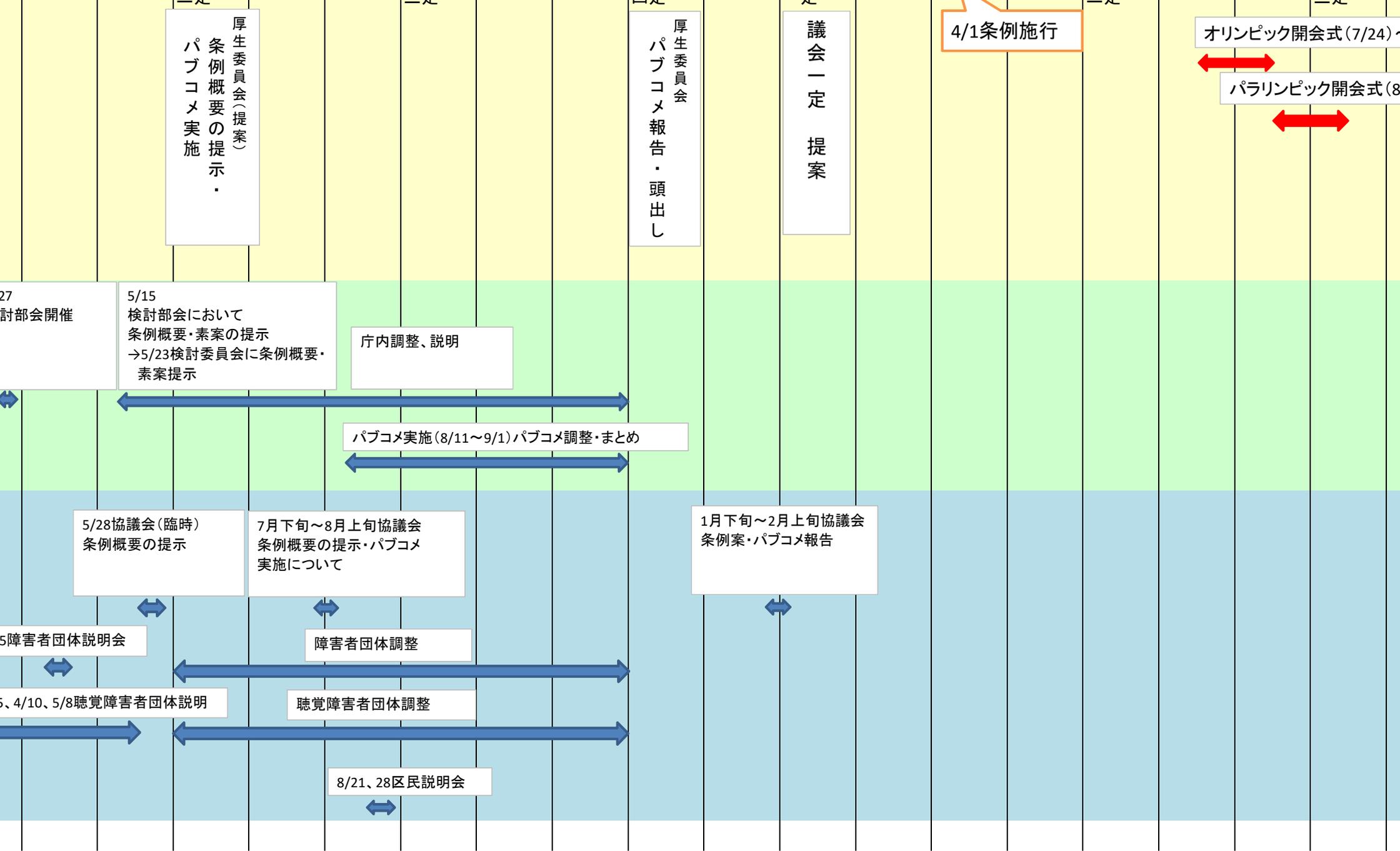
いただいた意見については、条例制定の参考とします。なお、意見に対する個別回答は行いませんが、後日、区報・ホームページにて、寄せられた意見と、それについての区の考え方を公開します。

3 区民説明会の開催について

	開催日	時 間	会 場
第1回	8/21(水)	調整中	区役所
第2回	8/28(水)	調整中	総合区民センター

4 日 程

令和2年第1回定例会において提案し、令和2年4月の施行を予定しています。



コミュニケーション条例の制定状況<制定済み>

- に関する条例(H28.10.20施行)
- の意思疎通に関する条例(H31.4.1施行)
- 障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例(H31.4.1施行)
- (17施行)

地域生活支援拠点等の整備について

●趣旨

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●目的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

●必要な機能（具体的な内容）

① 相談

○ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

○ 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

○ 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

○ 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

○ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

※ 医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。

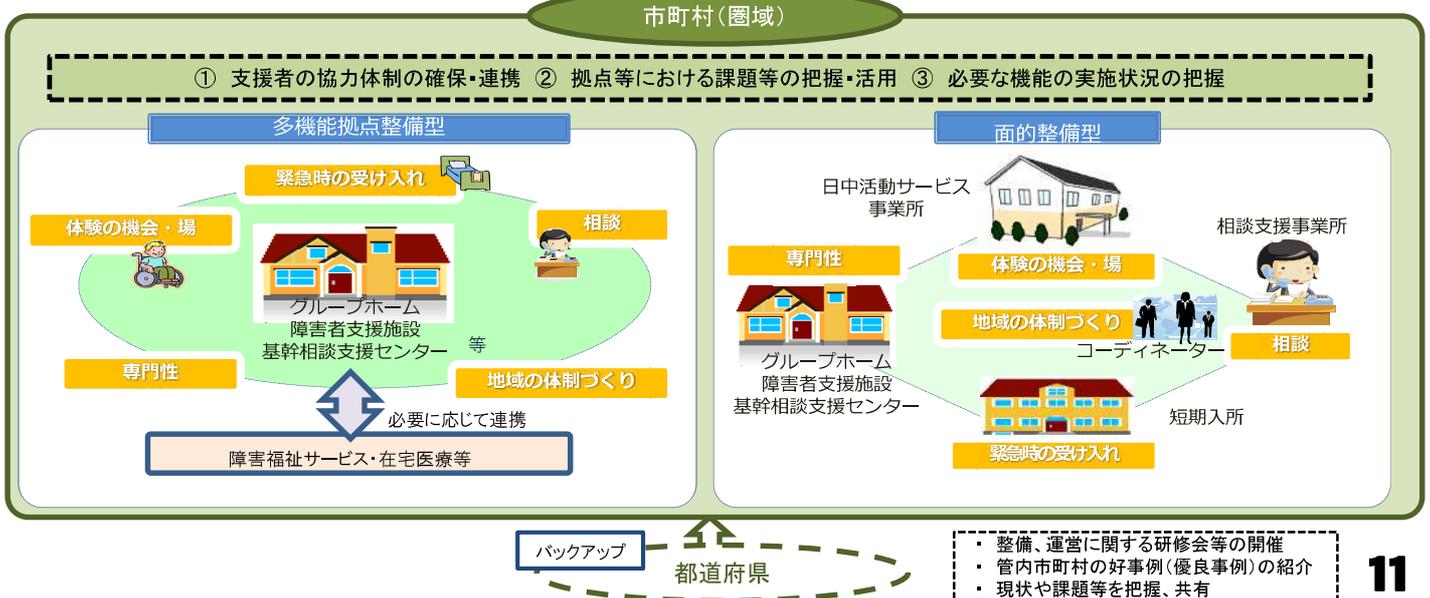
※ 5つの機能以外に、地域の実情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。

（例：「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能」、「障害者等の生活の維持を図る機能」等）

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



「江東区における障害者福祉の現状」

1 江東区の障害者福祉の現状

(1) 江東区の障害者の状況（平成31年3月末現在）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
身体障害	15,700人	15,650人	15,712人
前年度比較		△50人 △0.32%	62人 0.40%
知的障害	3,050人	3,175人	3,302人
前年度比較		125人 4.10%	127人 4.00%
精神障害	3,346人	3,846人	4,025人
前年度比較		500人 14.94%	179人 4.65%
合計	22,096人	22,671人	23,039人
前年度比較		575人 2.60%	368人 1.62%

(2) 令和元年度当初予算 障害者福祉関係予算の割合

区 分	予 算 額	備 考
一般会計	2,054億700万円	
民生費	958億1,525万円	一般会計の46.6%
障害者福祉関係	142億2,739万円	民生費の14.8% 一般会計の6.9%

(3) 令和元年度の取り組み等

① 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた気運醸成

障害者・障害児が制作したパラリンピックなどスポーツを題材にしたアート作品を募集し、その作品を区内施設で展示する「k o t oパラリンピックアート計画」の実施

② 手話言語の普及や障害者の意思疎通の促進に関する条例の制定

手話を含む障害者の意思疎通手段について、それぞれの障害特性に配慮した意思疎通手段を利用しやすい環境を整備することにより、障害のある人もない人も分け隔てなく理解しあうことを目的として、条例を制定する。

③ ヘルプマークの作成

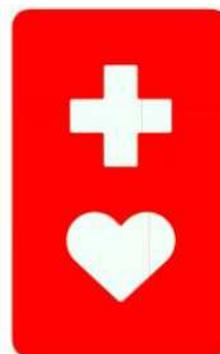
江東区ヘルプカード



<使い方>

緊急連絡先や必要な支援内容などを記載して携帯する

ヘルプマーク



<使い方>

周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるため、バッグの持ち手など見えるところに付ける

④ 就学前の障害児の発達支援の無償化

- ・ 令和元年10月から幼児教育・保育が無償化される（3～5歳児全世界帯、および0～2歳児住民税非課税世帯）。
- ・ 就学前の障害児の発達支援についても、幼児教育・保育と併せて無償化。

2 今後の課題

- (1) 障害者入所施設の整備
- (2) 基幹相談支援センターの設置
- (3) 放課後等デイサービスの新設
- (4) 医療的ケアの支援体制強化

3 令和元年度 組織改正

障害者支援課を組織改正し、令和元年度より二課体制

障害者施策課…施策推進係、施設管理係

※指導検査担当、施設調整担当

障害者支援課…支援調整係、障害者福祉係、身体障害相談係、

愛の手帳相談係、在宅生活相談係

※相談支援担当、就労支援担当